

令和7年度ウォーターイノベーション共創支援業務委託
公募型企画提案募集要項

1 趣旨

本要項は、令和7年度ウォーターイノベーション共創支援業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公告日 令和7年3月14日（金）

3 業務委託者

(1) 業務委託者：静岡県公営企業管理者企業局長 田中伸弘

(2) 執行部署：静岡県企業局経営課

〒420 - 8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054 - 221 - 2163

メール kigyou_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

(1) 業務の名称

令和7年度ウォーターイノベーション共創支援業務委託

(2) 事業の目的

静岡県企業局においては、これまで若手職員を主体としたタスクフォースによる、企業局の抱える課題解決に向けた取組に加え、スタートアップ等の民間企業のもつ技術やノウハウを利用して、業務の効率化やコスト削減等を目指すこととしている。

本業務においては企業局の抱える課題に対応できる技術やノウハウを持ったスタートアップ等の民間企業とのマッチング及び実証実験等を通じ、具体的な事業化につなげることを目的とする。

(3) 業務の内容 別添「ウォーターイノベーション共創支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間 契約日から令和8年3月19日（木）まで

(5) 契約方法

本件契約は、公募型プロポーザル方式による企画提案書に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行い、契約を行う随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第2号該当）とする。

(6) 契約限度額 23,000千円以内（税込）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県的一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「調査」の営業種目の入札参加資格を有する者又は建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿において、「建設コンサルタント」の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 官公庁が発注するスタートアップ等の民間企業との共創支援に係る業務を元請け又は共同で受注したことがある者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定により、次のアからキに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

質問の受付期限	令和 7 年 3 月 21 日（金）
質問回答	令和 7 年 3 月 26 日（水）
企画提案応募申込書の期限	令和 7 年 3 月 28 日（金）

企画提案書の提出期限 令和7年 4月 7日 (月)

提案内容の説明 (プレゼンテーション) 令和7年 4月 17日 (木)

選定結果の伝達 令和7年 4月 18日 (金)

(上記日程について、応募状況により変更する場合があります)

(2) 質問の受付及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」(様式7)を提出するものとする。

ア 提出先等

- ・提出期限 令和7年3月21日(金)午後4時まで(必着)
- ・提出先 静岡県企業局経営課
- ・提出方法 電子メール:kigyou_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

イ 回答

質問に対する回答は、原則として令和7年3月26日(水)までに、質問者に対して行うほか、静岡県企業局のホームページ上に掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案参加希望者は、所定の様式(様式1)により参加の意思を表明するものとする。

ア 提出期限

令和7年3月28日(金)午後4時まで(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は「書留」とすること)

ウ 提出先

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館10階

電子メール:kigyou_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

エ その他

企画提案応募申込書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式(様式2)を(4)アの企画提案書の提出期限までに提出すること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年4月7日(月)

イ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は「書留」とすること)

ウ 提出先

静岡県企業局経営課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館10階

エ 提出書類

以下の書類を提出すること（①～⑤は各 8 部）。なお、提出された書類は返却しない。

①企画提案書（表紙）（様式 3）

②提案内容の概要（様式 4）

③企画提案書（任意様式）

④過去の業務実績（様式 5）

⑤会社概要（パンフレット等）

⑥納税証明書

（本社等所在地の法人都道府県民税に未納がない証明）

⑦ 5 (2) の入札参加資格の審査結果通知の写し

⑧見積書（経費の総額とその内訳を記載すること）

⑨企画提案応募に係る誓約書（様式 6）

オ 様式等の入手方法

静岡県企業局ホームページからダウンロードすること

カ 留意事項

- ・ 企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- ・ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。
- ・ 提出された応募書類は返却しない。（辞退の場合も同様）
- ・ 提案書は一提案までとする。（複数の企画提案は認めない。）
- ・ なお、静岡県情報公開条例により、情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。

(5) 企画提案する内容

以下の内容を記載した企画提案書（任意様式）を提出すること。

なお、別添「令和 7 年度ウォーターイノベーション共創支援業務委託仕様書」についても参考とすること。

ア 実施体制

- ・ 当該業務を受託するに当たり、業務を担当する人数及び業務分担
- ・ 協力会社や関係団体の有無及びその役割分担

イ 業務の内容

- ・ 全体計画
（事業に参加するスタートアップ等民間企業の募集方法、応募事業者及びアイデアの選考方法、スタートアップ等民間事業者が作成する事業プランの作成支援方法等）
- ・ 実証実験の実施
- ・ 実証実験の支援・進捗管理
- ・ 事業プランの発表

7 業者選定の方法

(1) 選定委員会による選定

「ウォーターイノベーション共創支援業務委託企画提案選定委員会」において、8の「評価基準」に基づいて審査を行い、業務委託候補者を選定する。審査は提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 実施日

令和7年4月17日（木）

(3) 場所等

集合時間や場所の詳細は、参加者に別途通知する。

(4) 実施方法

- ・1社あたりのプレゼンテーションの時間は、説明20分、質疑15分の計35分とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(5) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 委託限度額を超えた場合
- ② 応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ③ プレゼンテーションに欠席又は遅れた場合
- ④ 不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ⑤ 評価の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 企画提案する内容に漏れがあった場合

(6) その他

- ・プレゼンテーションには原則、業務責任者を含む計3名以内の出席とする。
- ・プレゼンテーション資料を用意する場合は提案書に記載されている内容以外には記載しないこと。（提案書に記載されている内容以外の記載があった場合には失格とする）

8 評価基準

以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行い審査する。

評価項目	評価基準
実施方針	事業の趣旨を十分に理解し、具体的で効果的な提案内容となっているか
運営体制	本業務を円滑に遂行するための実施体制がとられているか
企画内容	県内外のスタートアップ等の共創アイデアを募る工夫があるか (企業局が抱える課題の抽出を含む)
	スタートアップ等の募集に際し、企業局が抱える課題を十分に伝える工夫があるか

	実証実験の円滑な実施をサポートするための工夫があるか
	スタートアップ等の現実的な事業プラン作成をサポートするための工夫があるか
業務実績	過去の実績から、受託事業者としての十分な履行能力を有しているか
見積金額	業務内容に見合った適正な見積りとなっているか

9 選定結果の伝達方法

選定結果は、辞退者を除くすべての企画提案者に電子メールにより通知する。
なお、選定結果に係る疑義は一切受け付けない。

10 経費の計上

(1) 経費の区分

本業務の対象とする経費は、本業務の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりとする。

また、スタートアップに対する実証実験経費の支出については、契約後に企業局が別途定める手引きを基に処理すること。

経費項目	内容
人件費	本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
旅費	本業務を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	本業務を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	本業務を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に参加した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品購入費	本業務では対象外 パソコン等や税込み 10 万円以上の機械・機器等を調達する必要がある場合は、事業実施期間内の所有権移転外リースやレンタルにより調達すること
(借料及び損料)	本業務を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	取得価格が税込み 10 万円未満のもの。ただし、パソコンやタブレットは、取得価格に関わらず備品（対象外）となるため留意すること
外注費	受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の業務者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	本業務で使用するパンフレット・リーフレット、業務成果報告

	書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	本業務を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	本業務を行うために必要な経費のうち、当該業務のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
再委託費	発注者（静岡県企業局）との取決めにおいて、受注者が当該業務の一部を協力会社等に行わせるために必要な経費
一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、本件契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ア 建物施設に関する経費
- イ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- エ その他本業務に関係ない経費

11 その他

- (1) 本企画提案競争に参加するために要した費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約の締結は契約書による。
- (5) この企画競争による契約は、本業務に係る令和7年度静岡県工業用水道事業会計及び水道事業会計予算の成立を条件とする。
- (6) 業務委託候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で協議の上、修正をする場合がある。

12 問合せ先

静岡県企業局経営課経営管理班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館10階

電話番号：054-221-2163 FAX：054-251-5381

E-mail : kigyou_keiei@pref.shizuoka.lg.jp

(様式1)

企画提案応募申込書

令和 年 月 日

静岡県公営企業管理者
企業局長 田中伸弘 様

所在地
名称
代表者

下記業務の企画提案に参加します。

記

- 1 業務名 令和7年度ウォーターイノベーション共創支援業務委託
- 2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式2)

辞 退 書

令和 年 月 日

静岡県公営企業管理者
企業局長 田中伸弘 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案について参加を表明しましたが、辞退いたします。

記

1 業務名 令和7年度ウォーターイノベーション共創支援業務委託

2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

3 辞退の理由 (任意記載)

(様式3)

企 画 提 案 書 (表紙)

令和 年 月 日

静岡県公営企業管理者
企業局長 田中伸弘 様

所在地
名 称
代表者

下記業務の企画提案書を提出します。

記

- 1 業務名 令和7年度ウォーターイノベーション共創支援業務委託
- 2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式4)

提案内容の概要

- 1 事業全体の実施体制（人員配置を含む）。
- ※ 業務責任者の氏名・所属・経験年数は、必ず記載してください。
 - ※ 図を用いる等により、作成してください。

2 企画提案内容等

項目	提案内容の概要（ポイントのみ記載）
①実施方針	
②運営体制	
③企画内容	県内外のスタートアップ等の共創アイデアを募る工夫があるか(企業局が抱える課題の抽出を含む)
	スタートアップ等の募集に際し、企業局が抱える課題を十分に伝える工夫があるか
	実証実験の円滑な実施をサポートするための工夫があるか
	スタートアップ等の現実的な事業プラン作成をサポートするための工夫があるか

(様式5)

過去の業務実績

※過去に実施した又は現在実施している同種・類似業務について、実績を記載

実施年度	事業の名称	事業の内容

※パンフレット等事業がわかる資料の添付可

※少なくとも1件以上について、業務実績が下記に該当していることが確認できる資料（パンフレット・仕様書など）を添付すること

(様式6)

企画提案応募に係る誓約書

令和 年 月 日

静岡県公営企業管理者
企業局長 田中伸弘 様

所在地
名 称
代表者

印

下記の全ての事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）を完納していること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は
原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 提出書類の内容については、事実と相違ないこと。

